

第三期帯広市環境基本計画（素案策定検討資料）の概要

基本的事項

1 計画策定の趣旨と背景

帯広市では、環境への負荷の少ない循環型・環境保全型社会を実現し、人と自然が共生できる豊かな環境の保全と創造を目指すことを掲げた「帯広市環境基本条例」に基づき、帯広市環境基本計画を策定し、環境基準の達成に向けた取り組みや、温室効果ガス排出量削減等の取り組みを行ってきました。この間には、平成22年10月に生物多様性第10回締約国会議における愛知目標の採択や、東日本大震災を契機とした再生可能エネルギーの導入加速化など、環境行政を取り巻く状況は大きく変化してきています。また、微小粒子状物質(PM2.5)に関する環境基準の設定や、外来種の生息域拡大、気候変動などの影響も顕在化してきており、温室効果ガス排出量の削減や循環型社会の形成、生物多様性の保全に向けた取り組みをより一層推進することが必要となってきました。こうしたことから、社会情勢の変化や現行計画の進捗状況などを考慮し、今後の環境施策の基本的な方向を示すため、第三期帯広市環境基本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、帯広市環境基本条例第9条に基づき策定するものであり、第七期帯広市総合計画の分野計画となるとともに、生物多様性基本法第13条に基づく、「帯広市生物多様性地域戦略」を兼ねるものです。

3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和11年度までの10年間を対象としますが、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

4 推進体制と進行管理

庁内関係部局と連携し、施策を推進していきます。また、市民・事業者・行政が協働し、環境配慮行動の実践などに携わります。進行管理については、設定した環境指標項目をもとに把握し、取り組みの進捗状況の点検を行い、帯広市環境審議会から意見を求めます。計画の進捗状況等は、毎年発行している帯広市環境白書を通して市民へ公表していきます。

第三期帯広市環境基本計画 体系等

5つの基本目標		10の基本施策
1	地球環境の保全 【地球環境にやさしいまち】	【1-1】地球温暖化の防止 ・帯広市環境モデル都市行動計画の推進 ・再生可能エネルギーの利用 など
		【1-2】その他の地球環境保全 ・オゾン層の保護 ・酸性雪の調査 など
2	自然共生社会の形成 【自然とともに生きるまち】	【2-1】生物多様性の保全 ・生物多様性に関する情報発信 ・日高山脈襟裳国定公園の国立公園化 など
		【2-2】地域の自然資源の保全・活用 ・環境保全型農業の推進 ・地域固有の景観特性に応じた景観形成 など
3	生活環境の保全 【健康でうるおいと安らぎを感じるまち】	【3-1】良好な生活環境の維持 ・環境基準の維持、達成 ・公害の未然防止 など
		【3-2】快適な環境の創造 ・帯広の森造成事業 ・都市緑地、公園の整備 など
4	循環型社会の形成 【ごみを出さないまち】	【4-1】ごみ減量の推進 ・ごみの発生抑制と再利用等による減量化 ・生ごみの減量化 など
		【4-2】資源循環の促進 ・ごみの適正排出、適正処理 ・資源ごみの循環的な再生利用の促進 など
5	市民参加と広域連携 【環境にやさしい行動を実践するまち】	【5-1】環境配慮行動の実践 ・清掃ボランティアとの協働 ・COOL CHOICEの推進 など
		【5-2】広域連携の推進 ・十勝19市町村の連携 ・十勝バイオマス産業都市構想の推進 など

5 環境指標項目

基本目標の達成に向け、市民・事業者・行政が協働して推進していくため、環境指標項目を定めます。これらの数値を定期的にチェックすることで取り組みの進捗状況を把握します。

6 計画策定までのスケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業	素案			原案		パブリックコメント	最終案		策定
厚生委員会		素案			原案			最終案	
帯広市環境審議会	素案			原案			最終案		